

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の項目案

第2期基本計画項目案	(参考) 第1期基本計画項目
<p>第1 はじめに</p> <p>(1) 法律成立までの背景や <u>これまでの</u> 経緯</p> <p>(2) 基本計画の位置づけ</p> <p>(3) 障害者による文化芸術活動の推進に当たっての意義と課題</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>(1) 法律成立までの背景や経緯</p> <p>(2) 基本計画の位置づけ</p> <p>(3) 障害者による文化芸術活動の推進に当たっての意義と課題</p>
<p>第2 基本的な方針</p> <p>[変更なし]</p>	<p>第2 基本的な方針</p> <p>視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進</p> <p>視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化</p> <p>視点3) 地域における, 障害者の作品等の発表, 交流の促進による, 心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現</p>
<p><u>第3 第2期の基本計画期間における施策の基本的な考え方</u></p> <p><目標イメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進・展開 ・ 障害者が文化芸術に親しみ、様々な活動に参加する機会の充実 ・ 地域における推進体制の構築 <p>※目標ごとに進捗を管理するための指標を設定</p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p><u>第4</u> 施策の方向性</p> <p>[変更なし]</p>	<p><u>第3</u> 施策の方向性</p> <p>(1) 鑑賞の機会の拡大</p> <p>(2) 創造の機会の拡大</p> <p>(3) 作品等の発表の機会の確保</p> <p>(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等</p> <p>(5) 権利保護の推進</p> <p>(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援</p> <p>(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進</p> <p>(8) 相談体制の整備等</p> <p>(9) 人材の育成等</p> <p>(10) 情報の収集等</p> <p>(11) 関係者の連携協力</p>
<p><u>第5</u> おわりに</p>	<p><u>第4</u> おわりに</p>